

4月からの給与計算で注意することは？

雇用保険料率および健康保険料率が改定されます

令和7年（2025年）4月より、雇用保険料率および健康保険料率が改定されることが正式に発表されました。これに伴い、給与計算や各種手続きにおいて適切な対応が求められます。以下に、主な改定内容と対応のポイントをまとめましたので、ご確認ください。

Point 1. 雇用保険料率の改定

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は、前年度より引き下げられます。例えば、一般事業の事業主負担は0.5%引き下げられました。

一般の事業		農林水産・清酒製造の事業		建設の事業	
労働者負担	5.5 / 1,000	労働者負担	6.5 / 1,000	労働者負担	6.5 / 1,000
事業主負担	9 / 1,000	事業主負担	10 / 1,000	事業主負担	11 / 1,000
合計	14.5 / 1,000	合計	16.5 / 1,000	合計	17.5 / 1,000

対応ポイント

給与計算システムの更新：新しい料率が適用されるよう、システムの設定を見直してください。
従業員への周知：控除額の変更について、従業員に事前に説明し、理解を得るよう努めてください。

Point 2. 健康保険料率の改定

協会けんぽでは、令和7年3月分（4月納付分）から都道府県ごとに健康保険料率が改定されます。

対応ポイント

最新の保険料率の確認：事業所所在地の都道府県における新しい保険料率を確認し、給与計算に反映してください。
給与計算システムの更新：健康保険料率の変更に伴い、システムの設定を最新のものに更新してください。

Point 3. 介護保険料率の改定

40歳から64歳までの被保険者が対象となる介護保険料率も、令和7年3月分（4月納付分）から1.60%→1.59%へ引き下げとなります。

対応ポイント

対象者の確認：該当する従業員のリストを確認し、適用漏れがないよう注意してください。
システム設定の更新：介護保険料率の変更も給与計算システムに反映させてください。

Point 4. 労災保険料率の据え置き

労災保険料率は、令和7年度も前年と同じ料率が適用されます。

対応ポイント

現行の料率の継続適用：労災保険料率に変更はありませんが、念のため現在の設定を再確認してください。

ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。